

## 47. 我が國の締結した

## (1) 二重課税の回避及び脱税の防止に関する規定を主体とする条約等

国名	発効日	限度税率			株式譲渡益の課税					二重課税の排除	相互協議
		配当	利子	使用料	原則	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関			
米国	原S30.4.1 ①S32.9.9 ②S39.9.2 ③S40.5.6 ④S47.7.9 ⑤R元.8.30	一定のもの 免税 その他 5%	10%	免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	あり	—	あり
スウェーデン	原S32.6.1 ①S40.5.25 ②S58.9.18 ③H11.12.25 ④H26.10.12	10% (免税)	原則	免税	免税	源泉地国課税	—	—	—	—	あり
デンマーク	原S34.4.24 ①S43.7.26 ②H30.12.27	15% (免税)	免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	—	あり
パキスタン	原S34.5.14 ①S36.8.1 ②H20.11.9	一定のもの 5%	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	あり	—	—	—	—
ノールウェー	原S34.9.15 ①S43.10.25 ②H4.12.16	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	—	—	—	—	—	—
イ ン ド	原S35.6.13 ①S45.11.15 ②H元.12.29 ③H18.6.28 ④H28.10.29	10%	10%	10%	源泉地国課税	あり	—	—	—	—	—
シンガポール	原S36.9.5 ①S46.8.3 ②S56.6.23 ③H7.4.28 ④H22.7.14	15% (5%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	あり	—	あり	(平12)	あり
オーストリア	原S38.4.4 ①H30.10.27	10% (免税)	免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	—	あり
ニュージーランド	原S38.4.19 ①S42.9.30 ②H25.10.25	15% (免税)	金融機関等 受取 その他 10%	5%	居住地国のみ で課税	あり	—	あり	—	—	あり
英 国 (注1)	原S38.4.23 ①S45.12.25 ②S55.10.31 ③H18.10.12 ④H26.12.12	10% (免税)	原則	免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	あり	—	あり
タ イ	原S38.7.24 ①H2.8.31	国内法の税率 一定のもの 15% その他 20%	金融機関等 受取 その他 法人 25%	15%	源泉地国課税	—	—	—	あり	—	—
マレーシア	原S38.8.21 (マラヤ連邦) ①S45.12.23 ②H11.12.31 ③H22.12.1	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	—	—	—	あり	(平18)	—
カナダ	原S40.4.30 ①S62.11.14 ②H12.12.14	15% (5%)	10%	10%	源泉地国課税	あり	—	—	—	—	あり
フ ラ ン ス	原S40.8.22 ①S56.10.14 ②H8.3.24 ③H19.12.1	一定のもの 免税 その他 5%	金融機関等 受取 その他 10%	免税	居住地国のみ で課税	あり	あり	—	—	—	あり
ド イ ツ	原S42.6.9 ①S55.11.10 ②S59.5.4 ③H28.10.28	一定のもの 免税 その他 5%	原則	免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	あり
ブ ラ ジ ル	原S42.12.31 ①S52.12.29	12.5%	12.5%	商標権 映画フィルム 等 その他 25% 15% その他 12.5%	居住地国のみ で課税	—	—	—	あり	—	—
スリランカ (セイロン)	S43.9.22	20% (対法人のみ)	銀行等受取 免税 その他 国内法の税率	著作権 特許権等 免税 半額課税	源泉地国課税	—	—	—	あり	—	—

## 租 税 条 約 等 の 概 要

国 名	発効日	限 度 税 率			株 式 譲 渡 益 の 課 税				二重課税の排除	相互協議
		配 当	利 子	使 用 料	原 則	不 動 产 化 体	事 業 譲 渡 類 似	破 縰 金 融 機 関		
エ ジ ブ ト (アラブ連合)	S44. 8. 6	15%	国内法の税率	15%	源泉地国課税	あ り	—	—	—	—
ベ ル ギ ー	原S45. 4.16 ①H 2.11.16 ②H25.12.27 ③H31. 1.19	10% (免税)	企業間受取 免税 その他 10%	免税	居住地国のみ で課税	あ り	—	—	—	あり
オーストラリア	原S45. 7. 4 ③H20.12. 3	一定のもの 免税 その他 5%	金融機関等 受取 免税 その他 10%	5%	居住地国のみ で課税	あ り	あ り	—	—	あり
オ ラ ン ダ	原S45.10.23 ①H 4.12.16 ③H23.12.29	一定のもの 免税 その他 5%	金融機関等 受取 免税 その他 10%	免税	居住地国のみ で課税	あ り	—	あ り	—	あり
韓 国	原S45.10.29 ③H11.11.22	15% 平成15年末 まで 10% 平成16年以 後 5%	10%	10%	居住地国のみ で課税	あ り	あ り	—	あり (平15)	—
ザ ン ビ ア	S46. 1.23	免税	10%	10%	居住地国のみ で課税	—	—	—	あり	—
ス イ ス	原S46.12.26 ①H23.12.30 ②R 4.11.30	10% (免税)	免税	免税	居住地国のみ で課税	あ り	—	あ り	—	あり
フィンランド	原S47.12.30 ①H 3.12.28	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	—	—	—	—	あり
イ タ リ ア	原S48. 3.17 ①S57. 1.28	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	—	—	—	—	—
ス ペ イ ン	原S49.11.20 ③R 3. 5. 1	5% (免税)	免税	免税	居住地国のみ で課税	あ り	—	—	—	あり
アイルランド	S49.12. 4	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	あ り	—	—	あり (注4)	あり
ルーマニア	S53. 4. 9	10%	10%	文化的使用料 10% 工業的使用料 15%	居住地国のみ で課税	—	—	—	—	—
旧 チ ェ ッ コ ス ロ ヴ ア キ ア(注2)	S53.11.25	15% (10%)	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	居住地国のみ で課税	あ り (注6)	—	—	—	—
フィリピン	原S55. 7.20 ①H20.12. 5	15% (10%)	10%	映画フィルム その他 10%	居住地国のみ で課税	あ り	—	—	あり (平30)	—
ハンガリー	S55.10.25	10%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	居住地国のみ で課税	—	—	—	—	あり
ポーランド	S57.12.23	10%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	居住地国のみ で課税	あ り	—	—	—	—
インドネシア	S57.12.31	15% (10%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	あ り	—	—	あり (注4)	—
中 国	S59. 6.26	10%	10%	10%	源泉地国課税	—	—	—	あり	—
旧 ソ 連 (注3)	S61.11.27	15%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	源泉地国課税	あ り (注7)	—	—	—	—
バ ン グ ラ デ シ ュ	H 3. 6.15	15% (10%)	10%	10%	源泉地国課税	—	—	—	あり	—
ブルガリア	H 3. 8. 9	15% (10%)	10%	10%	源泉地国課税	あ り	—	—	あり (平13)	—
ルクセンブルク	原H 4.12.27 ①H23.12.30	15% ( 5%)	10%	10%	源泉地国課税	—	—	—	—	あり
イスラエル	H 5.12.24	15% ( 5%)	10%	10%	源泉地国課税	あ り	—	—	—	—

## 47. 我が國の締結した

国名	発効日	限度税率			株式譲渡益の課税				二重課税の排除	相互協議
		配当	利子	使用料	原則	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関		
トルコ	H 6.12.28	15% (10%)	金融機関等 受取10% その他15%	10%	源泉地国課税	—	—	—	あり (平16)	—
ヴィエトナム	H 7.12.31	10%	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	あり	—	あり (平22)	—
メキシコ	H 8.11. 6	15% 一定のもの 免税 その他 5%	金融機関等 受取等 10% その他 15%	10%	居住地国のみ で課税	あり	あり	—	あり (平17)	—
南アフリカ	H 9.11. 5	15% ( 5%)	10%	10%	源泉地国課税	あり	—	—	—	—
ブルネイ	H 21.12.19	10% ( 5%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	あり	—	—	—
カザフスタン	H 21.12.30	15% ( 5%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	あり	—	—	—
香港	H 23. 8.14	10% ( 5%)	10%	5%	居住地国のみ で課税	あり	—	あり	—	あり
サウジアラビア	H 23. 9. 1	10% ( 5%)	10%	設備の使用 5% その他 10%	居住地国のみ で課税	あり	あり	—	—	—
クウェート	H 25. 6.14	10% ( 5%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	—	あり	—	—
ポルトガル	H 25. 7.28	10% ( 5%)	銀行等受取 5% その他 10%	5%	居住地国のみ で課税	あり	—	あり	—	あり
オマーン	H 26. 9. 1	10% ( 5%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	—	あり	—	—
アラブ首長国連邦	H 26.12.24	10% ( 5%)	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	あり	—	—	—
カタール	H 27.12.30	10% ( 5%)	金融機関等 受取等 免税 その他 10%	5%	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	—
台湾(注5)	H 28. 6.13	10%	10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	—
チリ	H 28.12.28	15% ( 5%)	金融機関等 受取等 4% その他 10% (平成30年末 までは15%)	設備の使用 2% その他 10%	源泉地国課税	あり	あり	—	—	あり
ラトビア	H 29. 7. 5	個人以外受取 免税 その他 10%	個人以外受取 免税 その他 10%	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	あり
スロベニア	H 29. 8.23	5%	5%	5%	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	あり
リトアニア	H 30. 8.31	個人以外受取 免税 その他 10%	個人以外受取 免税 その他 10%	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	あり
エストニア	H 30. 9.29	10% (免税)	10%	5%	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	あり
ロシア	H 30.10.10	10% ( 5%)	免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	—
アイスランド	H 30.10.31	15% 一定のもの 免税 その他 5%	免税	免税	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	あり
クロアチア	R 元. 9. 5	5% (免税)	5%	5%	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	—
エクアドル	R 元.12.28	5%	銀行等受取 免税 その他 10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	—
ジャマイカ	R 2. 9.16	10% (5%)	10%	設備の使用 2% その他 10%	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	あり
ウズベキスタン	R 2.10.17	10% (5%)	5%	著作権 免税 その他 5%	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	—
ペルー	R 3. 1.29	10%	10%	15%	居住地国のみ で課税	あり	あり	—	—	—

## 租税条約等の概要(続)

国名	発効日	限度税率			株式譲渡益の課税				二重課税の排除	相互協定
		配当	利子	使用料	原則	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関		
ウルグアイ	R 3. 7.23	10% (5%)	金融機関等 受取 免稅 その他 10%	10%	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	あり
ジョージア	R 3. 7.23	5%	5%	免稅	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	—
セルビア	R 3.12. 5	10% (5%)	10%	著作権 その他 10%	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	—
モロッコ	R 4. 4.23	10% (5%)	10%	設備の使用 その他 10%	居住地国のみ で課税	あり	あり	—	—	—
コロンビア	R 4. 9. 4	10% (5%)	金融機関等 受取 免稅 その他 10%	設備の使用 2% その他 10%	居住地国のみ で課税	あり	あり	—	—	—
アゼルバイ ジャン	R 5. 8. 4	7%	7%	7%	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	—
アルジェリア	R 6. 1.20	10% (5%)	7%	10%	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	—
ギリシャ	R 6.12. 5	10% (5%)	10%	5%	居住地国のみ で課税	あり	—	—	—	あり

- (備考) 1. 原は当初の条約、①、②、③はそれぞれ第1次、第2次、第3次の補足改訂を示す。全は全面改訂を示す。  
 2. 配当に対する限度税率は日本側の税率を示す。配当欄の( )書は、親子会社間配当に対する限度税率を示す。  
 3. みなし外国税額控除とは、条約の規定により、日本での外国税額控除の適用上、条約の相手国において経済開発を目的とする税制上の特別措置等により減免された税額を納付したものとみなして、当該減免税額を控除する制度である。  
 4. 事業利得に対する、国内に恒久的施設を有する場合に当該恒久的施設に帰属する部分に限り課税する。  
 5. 「株式譲渡益の課税(不動産化体)」及び「相互協定(仲裁規定)」の欄は、BEPS 防止措置実施条約の規定が適用される場合を含む。  
 6. 英国との当初の条約については、フィジーに適用される。  
 (注) 1. 旧チエコスロバキアとの条約については、チエコ及びスロバキアにそれぞれ適用される。  
 2. 旧ソ連との条約についてはキルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、アルメニア、ベラルーシ及びモルドバにそれぞれ適用される。  
 3. 先方の国内法の改正により、事实上みなし外国税額控除の適用がない。  
 4. 台湾に関しては、台湾との関係に関する我が国の基本的立場を踏まえ、国際約束ではなく、公益財團法人交流協会(日本側)と亞東關係協會(台湾側)との間で民間取決めを結び、その内容を日本国内で実施するための国内法を整備している(現在、両協会は、公益財團法人日本台湾交流協會(日本側)及び台湾日本關係協會(台湾側)にそれぞれ改称されている)。  
 5. BEPS 防止措置実施条約の規定がスロバキアについてのみ適用される。  
 6. BEPS 防止措置実施条約の規定がウクライナについてのみ適用される。

## (2) 租税に関する情報交換規定を主体とする協定

- ・パミューダ (H22. 8. 1)
  - ・パハマ (H23. 8.25)
  - ・マン島 (H23. 9. 1)
  - ・ケイマン諸島 (H23.11.13)
  - ・リヒテンシュタイン (H24.12.29)
  - ・サモア (H25. 7. 6)
  - ・ガーンジー (H25. 8.23)
  - ・ジャージー (H25. 8.30)
  - ・マカオ (H26. 5.22)
  - ・英領バージン諸島 (H26.10.11)
  - ・パナマ (H29. 3.12)
- (注1) ( ) 内は発効日を示す。  
 (注2) パハマについては、自動的情報交換に関して規定する改正議定書がH.30.12.12に発効。

## (3) 税務行政執行共助条約

- 条約締結国の税務当局間で税務行政に関する国際的な協力(情報交換、微収共助、文書送達共助)を行うための多国間条約。  
 令和7年4月1日現在の参加国・地域は、日、米、英、独、仏、伊、加、中、韓等150か国・地域(署名ベース)。  
 欧州・NIS諸国地域: アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、英國、(英)ガーンジー、(英)ジャージー、(英)ジブラルタル、(英)マン島、(英)カザフスタン、ウクライナ、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チエコ、デンマーク、(日)グリーンランド、(日)フェロー諸島、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポスニア・ヘルヴェトビナ、ポルトガル、北マケドニア、マルタ、エストニア、モルドバ、モニシネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア  
 中東、アフリカ地域: アラブ首長国連邦、アルジェリア、イスラエル、ウガンダ、エスワティニ、オマーン、カタール、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、クウェート、ケニア、サウジアラビア、セーシル、セネガル、チュニジア、トルコ、ナミビア、ナミビア、バーレーン、ブルキナファソ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、南アフリカ、モーリシャス、モーリタニア、モロッコ、ヨルダン、リベリア、ルワンダ、レバノン  
 アジア、大洋州地域: インド、インドネシア、オーストラリア、韓国、クック諸島、サモア、シンガポール、タイ、中国、エバニアニギニア、(中)香港、(中)マカオ、ナウル、ニウエ、日本、ニュージーランド、(仏)ニューcaledニア、パキスタン、バヌアツ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マーシャル諸島、マレーシア、モルディブ、モンゴル  
 北米、中南米地域: 米国、アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、(英)アンギラ、(英)英領バージン諸島、(英)ケイマン諸島、(英)ターカス・カイコス諸島、(英)パミューダ、(英)モニセラット、エクアドル、エルサルバドル、(蘭)アルバ、(蘭)キュラソー、(蘭)セントマーティン、カナダ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントクリストファー・ネービス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ナリ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、バナマ、パハマ、バラグアイ、バルバドス、ブラジル、ペリーズ、ペルー、ホンジュラス、メキシコ  
 (注1) 下線は、発効済の国・地域(144か国・地域)を表す。  
 (注2) ガーンジー、ジャージー、ジブラルタル、マン島、アンギラ、英領バージン諸島、ケイマン諸島、ターカス・カイコス諸島、パミューダ、モンセラットは、英国により適用拡張。  
 (注3) グリーンランド、フェロー諸島は、デンマークにより適用拡張。  
 (注4) アルバ、キュラソー、セント・マーティンは、オランダにより適用拡張。  
 (注5) 香港、マカオは、中国により適用拡張。  
 (注6) ニューカリドニアは、フランスにより適用拡張。

## (4) BEPS 防止措置実施条約

- BEPS(税源浸食及び利益移転)プロジェクトにおいて策定されたBEPS 防止措置のうち租税条約に関する措置を、本条約の締約国間の既存の租税条約に導入するための多国間条約。  
 令和7年4月1日現在の参加国・地域は、日、英、独、仏、伊、加、中、韓等102か国・地域(署名ベース)。  
 欧州・NIS諸国地域: アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、(英)カザフスタン、ウクライナ、エストニア、オーストリア、オランダ (注2)、(英)ガーンジー、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、(英)ジャージー、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チエコ、デンマーク、(日)グリーンランド、(日)フェロー諸島、(日)ラトビア、(日)リトアニア、(日)リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア  
 中東、アフリカ地域: アラブ首長国連邦、アルジェリア、イスラエル、エジプト、エスワティニ、オマーン、カタール、ガーナ、カーボベルデ、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、セーシル、セネガル、チュニジア、トルコ、ナミビア、ナミビア、バーレーン、ブルキナファソ、南アフリカ、モニゴル  
 アジア、大洋州地域: インド、インドネシア、オーストラリア、韓国、シンガポール、タイ、中国(注3)、日本、ニュージーランド、パキスタン、バニアニギニア、フィジー、ベトナム、マレーシア、モンゴル  
 北米、中南米地域: アルゼンチン、ウルグアイ、カナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、チリ、パナマ、バルバドス、ペリーズ、ペルー、メキシコ  
 (注1) 下線は、本条約の批准書等を寄託した国・地域(69か国・地域)を示す。  
 (注2) オランダは、キュラソーが締結した租税条約を本条約の対象とすることを通告している。  
 (注3) 中国は、香港が締結した租税条約を本条約の対象とすることを通告している。